

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進				番号	⑭	(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費			247, 541				202, 433		
小 計					一般会計		247, 541				202, 433		
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計								
						<		> の内数	<		> の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計					一般会計							
							<		> の内数	<		> の内数	
						特別会計							
合 計					一般会計		247, 541				202, 433		
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計								
						<		> の内数	<		> の内数		

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、引き続き、E P A（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、W T O（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、W C O（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、A P E C（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、E P A 及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。

施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。

平成30年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPA（用語集参照）は、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、東南アジア諸国連合（ASEAN：用語集参照）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。令和6年3月に、日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和7年2月までに4回の交渉会合を実施しています。

そのほかに、平成21年以降交渉が中断していた湾岸協力理事会（GCC：用語集参照）との間で、令和5年7月に首脳レベルで令和6年中の交渉再開に一致したことを受け、令和6年12月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的なEPAを締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年11月、日UAE・EPAの交渉を開始しました。

また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

(令和 6 年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 世界税関機構（WCO）アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）に係る
抛出（予算事業ID：005636）

「効果的なアジア大洋州における密輸対策の実施に貢献するため、PDCAサイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な抛出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な抛出になるように努めました。

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

定性的な測定指標
〔主要〕 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
（目標の内容）

WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

（目標の設定の根拠）

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度

○

**実績及び
目標の達成度の
判定理由**
A WTOにおける取組

平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が160か国（令和7年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、上訴レビューを含む紛争解決手続の改革について加盟国間で議論が継続しているほか、令和6年7月にはWTO電子商取引共同声明イニシアティブにおける5年間の交渉を経て、参加国・地域は、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成しました。

B 経済連携の推進に係る取組

CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月に6カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年

7 月には加入議定書が署名され、令和 6 年 12 月には本議定書が発効しました。同年 11 月に行われた第 8 回 T P P 委員会では、コスタリカの加入作業部会設置に関する委員会決定が採択され、コスタリカの加入手続が開始されました。

日 E U ・ E P A は、平成 30 年 7 月に署名に至り、平成 31 年 2 月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和 6 年度も各種専門委員会において、日 E U ・ E P A の運用状況等について引き続き議論を行いました。

E U を離脱した英国との間では日英 E P A が令和 2 年 10 月に署名に至り、令和 3 年 1 月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和 6 年 12 月に開催された日英 E P A 物品の貿易に関する専門委員会第 3 回会合では、日英 E P A の運用状況の確認等、両国間の協力関係の更なる強化に向けた意見交換を行いました。

R C E P 協定については、令和 2 年 11 月に署名に至り、令和 4 年 1 月に発効しました。令和 6 年 9 月に開催された第 3 回 R C E P 閣僚会合では、R C E P 協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。

また、C P T P P、日 E U ・ E P A、日米貿易協定、日英 E P A 及び R C E P 協定等については、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和 6 年度における税関主催：計 16 回）他、E P A 関税活用推進に向けた民間専門家（E P A 関税認定アドバイザー（仮称））の育成及び活用に係る勉強会を開催しました。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。

さらに、日インドネシア E P A については、平成 27 年 5 月に協定の改正交渉を開始し、令和 6 年 8 月には両国間で改正議定書の署名が行われました。本改正により、知的財産における国境措置の強化を含むルール分野等の改善を通じて、協定の内容が拡充されることが期待されます。

バングラデシュとの間では、令和 6 年 3 月に、日バングラデシュ E P A 締結のための交渉を開始することが決定され、令和 7 年 2 月までに 4 回の交渉会合を実施しています。

そのほかに、平成 21 年以降交渉が中断していた G C C との間で、令和 5 年 7 月に首脳レベルで令和 6 年中の交渉再開に一致したことを受け、令和 6 年 12 月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（U A E）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的な E P A を締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年 11 月、日 U A E ・ E P A の交渉を開始しました。

また、財務省では、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、A S E A N と協議を進め、日インドネシア E P A については令和 5 年 6 月に運用を開始しました。日タイ E P A については令和 7 年度中の運用開始を予定しております。また、A S E A N については、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。

上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	W T OやE P A交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標「F T A／E P A交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」(F T A：用語集参照)

政 5 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：F T A／E P A等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和 7 年 3 月現在)

経済連携協定 (E P A) 等交渉の進捗状況 (2025年3月時点)

発効済

シンガポール (2002年 11月 (07年9月改正))、メキシコ (2005年4月 (12年4月改正))、マレーシア (2006年 7月)、チリ (2007年 9月)、タイ (2007年 11月)、インドネシア (2008年 7月)、ブルネイ (2008年 7月)、ASEAN (2008年 12月 (20年8月改正))、フィリピン (2008年 12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年 10月)、インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、モンゴル (2016年 6月)、CPTPP (2018年 12月)、EU (2019年 2月)、米国 (2020年 1月)、英国 (2021年 1月)、RCEP (2022年 1月)

署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ、GCC、UAE

(注 1) TPP12 (環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注 2) CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国 (計12か国)。

発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ (2018年12月)、ベトナム (2019年 1月)、ペルー (2021年 9月)、マレーシア (2022年11月)、チリ (2023年 2月)、ブルネイ (2023年 7月)。

(注 3) RCEP (東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド (計 15か国)。発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国 (2022年 2月)、マレーシア (2022年 3月)、インドネシア (2023年 1月)、フィリピン (2023年 6月)。

(注 4) GCC (湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
----	-----------------------------

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

(令和 6 年度目標)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

A 途上国の税関行政近代化への取組

令和 6 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、88件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標 1 参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。

B WCOにおける取組

WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年 9 月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和 5 年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。

C 地域協力の枠組みにおける取組

APECでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。

アジア欧州会合（ASEM：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和 6 年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。

中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第 6 回日中韓 3 か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓 3 か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。

	D E P A等における取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P Aにおいては、政 5 - 2 - 1 に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。
	E 税関当局間の情報交換等に関する取組 ドミニカ共和国との間の税関相互支援協定の政府間正式交渉開始に向けた着実な進展がありました。 また、令和 6 年 1 月からホストを務めているW C Oアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P：用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。
	上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。

施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし			
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標 2 「改正京都規約に係る締約国数」 ○参考指標 3 「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」			

政 5 - 2 - 2に係る参考情報

参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受入研修	案件数	21	30	26
	受入人数	218	330	240
専門家派遣	案件数	46	55	62
	派遣人数	111	114	129

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約
国数

令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U	136 か国及び E U

(出所) WCO ウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
37	39	39	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映

以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO 貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々な WTO 上の取組にも貢献していきます。

経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。

税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。

また、WCO、APEC 等の地域協力の枠組み、EPA 及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
の他の情報

該当なし

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO 貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO 改革等に関する議論に積極的に参画し、様々な WTO 上の取組にも貢献しました。

経済連携の推進については、RCEP 協定をはじめとする EPA の事業者向け説明会を開催し周知を行いました。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	—	121,228千円	158,785千円	217,644千円	005636
	補正予算	—	△522千円	△10千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	33,213千円	160,863千円	N. A.		
執行額		4,277千円	148,884千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室、調査課)	政策評価実施時期	令和7年6月
-------	--	----------	--------